

那覇市議会基本条例の一部を改正する条例制定について

那覇市議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年（2023 年）8 月 14 日提出

提出者

那覇市議会議員

上里 ただし 當間 安則

賛成者

那覇市議会議員

與儀 喜邦 前泊 美紀 湧川 朝涉

上原 仙子 金城 直子 多和田 栄子

糸数 昌洋 山川 典二 吉嶺 努

屋良 栄作 奥間 亮

（提案理由）

議会改革推進体制の見直しについて、議会改革推進会議の機能を各派代表会議に集約するとともに、部会等も新たに再編を行うため、この案を提出する。

那覇市議会基本条例の一部を改正する条例

那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第26条 〔略〕 2 議会は、前項の <u>改革</u> に取り組むため、 <u>必要に応じて議員で構成する推進組織</u> を設置する <u>ものとする</u> 。	第26条 〔略〕 2 議会は、前項の <u>継続的な議会改革</u> に取り組むため、 <u>那覇市議会各派代表者会議</u> を設置する。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。